

一宮市立尾西第一中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

本校は、校訓「聡明、友愛、健康」を基に、「人を大切にし、心豊かで礼節を重んじる生徒」の育成をめざしている。「いじめは、人間として絶対許されない」という認識のもと、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そこで、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

いじめ・不登校対策委員会は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、不登校対策主任、いじめ対策主任、学年主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
 - ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・いじめアンケートや一日観察日、個人面談等（教育相談）の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
 - ・「学校運営協議会」を活用して、中学校区のいじめ防止意識の向上に努める。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
 - ・いじめアンケートや一日観察日、Hyper-QU、個人面談、教育相談を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
 - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の生徒同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ 生徒にとって「わかる授業」を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
 - オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
 - カ 生徒の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
 - キ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。
 - ク 新型コロナウイルスなどの感染症に関する不当な差別、偏見などのいじめを防ぐため、正しい情報をもとに指導し、心のケアを意識していく。
- (2) いじめの早期発見の取組 — 「子どもの声に耳をかたむける」
- ア 日頃の生徒のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
 - イ 生活ノート、いじめアンケート、個人面談、ふれあいタイムなど教育相談の定期的な実施（各学期1回以上）や、一日観察日の実施（月1回以上）を通して、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
 - ウ 過去にいじめ被害にあった生徒に対し、継続的な見守りを行う。
 - エ 校外生活モニターの保護者から情報を得るように努める。
 - オ 生徒が相談しやすい環境を整える。
 - ・デジタル相談ポスト（いちみん相談室）の周知を進める。
 - ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
 - ・相談箱等を設置し、生徒が担任以外の職員にも相談できるようにする。
 - ・県のスクールカウンセラーと心の教室相談員の相談日を全家庭に紹介する。
 - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介する。
- ・サポートルームと校内適応教室を併用して運営し、生徒の居場所づくりに努める。
- (3) いじめに対する措置 — 「いじめは許されないこと」
- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
 - イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
 - ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
 - エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
 - オ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

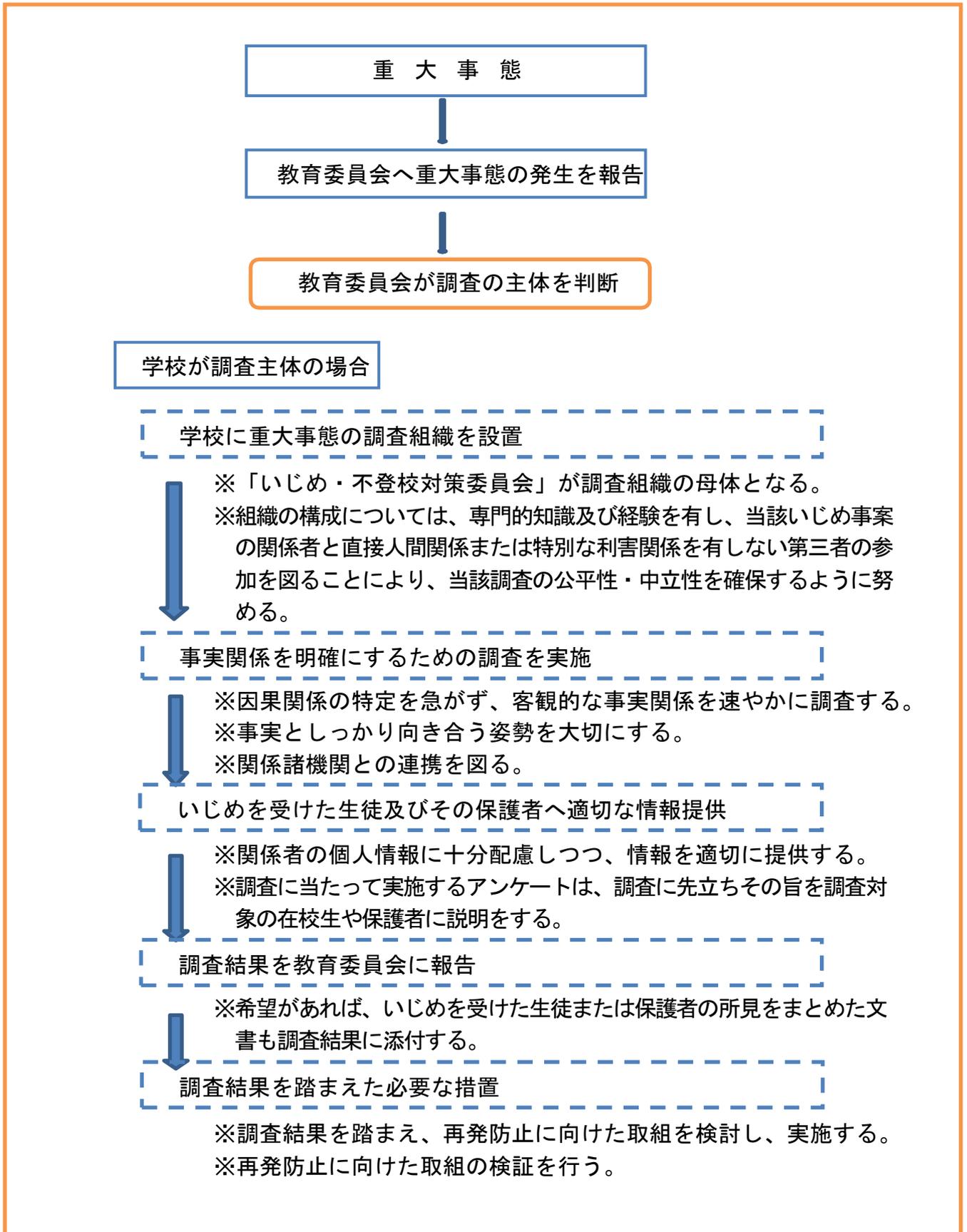
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
(Plan → Do → Check → Act のサイクル)
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」(一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成)を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、生徒理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



＜一宮市立尾西第一中学校いじめ防止取組の年間計画＞

月	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携		
4		<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級開き、学年開き ・相談室やSCの生徒、保護者への周知 ・緑の羽根募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・生活アンケート ・一日観察日 ・相談窓口の生徒、保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会や学年保護者会、公開授業 ・「学校いじめ防止基本方針」を学校Webページに掲載 	
5		<ul style="list-style-type: none"> ・現職教育①「これまでの取組の修正」 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開授業 ・学校運営協議会委員への授業の公開 	
6		(C) (P)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Hyper-QUの実施 ・健全育成会 ・情報モラル教室 ・普通救命講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司主任児童委員連絡会 	
7			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ予防出張授業 ・第1回Hyper-QU結果の分析、情報交換、対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 	
8					<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 	
9				<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 		
10		C	<ul style="list-style-type: none"> ・現職研修②(取組に対するのチェック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 ・びさいまつり 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開
11		A	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱コンクール ・第2回Hyper-QUの実施 ・人権週間(講話) ・健全育成会 ・学校保健委員会 ・福祉実践教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 ・ふれあいタイム(教育相談活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司主任児童委員連絡会 ・学校運営協議会委員への学校行事の公開 	
12			<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による「取組評価アンケート」の実施→評価→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・赤い羽根募金活動 ・生徒のいじめ撲滅に向けた主体的な活動 ・第2回Hyper-QU結果の分析、情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・保護者による学校評価アンケート ・学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開

				<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析
1	<ul style="list-style-type: none"> 保護者評価の集約→検証 自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> 教育懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会（3年） 学校運営協議会で「取組評価」「自己評価」の分析
2			<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 一日観察日 ふれあいタイム 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し
3		<ul style="list-style-type: none"> 卒業生を送る会 集会における講話 健全育成会 	<ul style="list-style-type: none"> 生活アンケート 一日観察日 	<ul style="list-style-type: none"> 保護司主任児童委員連絡会 学年保護者会（1・2年）
通年	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会を時程内で毎週実施 いじめに関する情報の収集と対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 集会における講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 健康観察の実施 SCによる相談 生活ノート 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動 校外モニター 「相談室だより」発行

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

※未然防止の取り組みについては、感染症対策により中止又は延期の可能性はある。